

はぴe プラス

(東京エリア)

< 料金表 >

平成28年7月1日実施

本 則

1 適用範囲

このはぴeプラス（東京エリア）料金表（以下「この料金表」といいます。）は、電灯または小型機器を使用され、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款（平成27年12月18日認可。なお、当該一般送配電事業者が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となる需要で、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、はぴeプラスといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契約電力

(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この

料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

- ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。
- (2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、電気供給条件（関西エリア以外〔低圧〕）（以下「供給条件」といいます。）4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の6キロワットまで	1,188 円 00 銭
上記をこえる1キロワットにつき	388 円 80 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 78 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30 円 24 銭

6 そ の 他

- (1) 当社は、供給条件19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表に

よる契約が同一条件で継続される場合は、供給条件35（需給契約の消滅）
(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、
需給契約の消滅とみなしません。

附 則

実施期日

この料金表は、平成28年7月1日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

- (1) 供給条件別表2（燃料費調整）(1)イに定める α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 供給条件別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	44,200 円
--------	----------

- (3) 供給条件別表2（燃料費調整）(2)に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22 銭 8 厘
------------	----------

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 計量期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。